

2 8 碧 行 号 外
平成 2 9 年 3 月 2 3 日

工事担当課長 殿

総務部長 金 沢 宏 治
(公 印 省 略)

公共工事の監督業務における改善指示書の運用について（通知）

このことについて、碧南市工事監督要領第 4 条に定める改善指示書の運用方法を、下記のとおり定めたので、通知します。

つきましては、関係職員へ周知し、適切に事務を行うようお願いいたします。

記

1 工事打合せ簿と改善指示書の適用区分

請負者に対し指示をする場合において、協議を経て発注者が指示するときは、工事打合せ簿（様式第 2 号）を適用し、請負者が協議に応じないとき、又は協議をする必要が無く発注者が一方的に請負者に改善を指示するときは、改善指示書（様式 7 号）を適用するものとする。

2 改善指示の事務取扱い

(1) 1 回目の改善指示

監督職員は改善指示をすべきと判断した場合、口頭にて改善指示である旨を明らかにし、請負者に伝える。この場合、監督職員は、「施工プロセス」チェックリスト(5 / 5)に記載すること。

(2) 2 回目の改善指示

監督職員は、口頭による 1 回目の改善指示の後、請負者が速やかに指示に従わないと認めるとき、1 回目の改善指示の日を含め 7 日以内に改善指示を請負者に通知する。この場合、請負者が改善指示に従ったときは、専任監督員

と検査員は工事成績評定での減点対象(d項目)とはしないこと。

(3) 3回目の改善指示

監督職員は、2回目の改善指示の後、請負者が速やかに指示に従わないと認めるとき、2回目の改善指示の日を含め7日以内に3回目の改善指示書を請負者に通知する。この場合、請負者が改善指示に従ったときは、専任監督員と検査員は工事成績評点での減点対象(d項目)とし、改善指示に従わなかったときは、工事成績評定での減点対象(e項目)とすること。

(4) 4回目の改善指示

監督職員は、3回目の改善指示の後、請負者が速やかに指示に従わないと認めるとき、3回目の改善指示の日を含め7日以内に、4回目の改善指示書を請負者に通知する。この場合、請負者が改善指示に従うか否かを問わず、専任監督員、検査員は工事成績表評定での減点対象(e項目)とすること。

(5) 改善指示事項が複数ある場合

改善指示事項が複数ある場合は、事項ごとに前各号を適用すること。

3 適用日

平成29年4月1日